

熊野町いきいき生活応援店の募集について

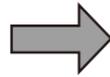


町では、高齢になっても住み慣れた家庭や地域で生活が続けられるよう生活支援サービスの充実に努めています。

日常の業務の中に、高齢者にとって、やさしい「ちょっとした」サービスをプラスして提供している町内の事業所を「熊野町いきいき生活応援店」として認定しています。(有償・無償は問いません) 認定事業所は、町ホームページで公表するとともに、事業所の店頭等に認定ステッカーを掲示していただき、応援店であることを広報しています。また、今後、「介護保険特集号」として、事業所一覧を掲載し、町内全戸に配布します。

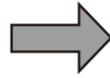
下記のようなサービスを提供している事業所や、これ以外にも高齢者にとってやさしいサービスを提供している事業所で、応援店として活動いただける事業所がありましたら、役場福祉課までお問い合わせください。☎福祉課 ☎820-5605

●食に関すること



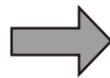
- ・すぐに食べられる食事の配達
- ・移動販売

●健康に関すること



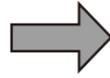
- ・健康相談
- ・薬などの配達

●配達・修理に関すること



- ・日用品、生活雑貨などの配達
- ・電気製品などの修理

●住まいに関すること



- ・家や家具のリフォーム
- ・庭掃除、墓掃除、草刈り

避難行動要支援者に関するアンケート調査の実施について

※この調査は毎年実施しています。

町では、災害が発生したときまたは、災害が発生する恐れがあるとき、迅速に避難するために、第三者の支援が必要な人(避難行動要支援者)を把握するため、アンケート調査を実施します。

- 対象者** 75歳以上の一人世帯高齢者または高齢者のみの世帯の人
介護保険の要介護3以上の人
身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の人
療育手帳をお持ちの人
精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級または2級の人
厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業対象疾患患者



郵送による調査

調査の流れ

- ①アンケート調査票により、支援が必要であるかどうかの意志を明らかにする。(支援が必要でない人は、アンケート終了です。アンケート調査票のみ返送してください。)
- ②支援が必要な人は、避難行動要支援者登録申請書(ピンクの用紙)にご記入いただき、アンケート調査票と一緒に返信用封筒に入れて役場福祉課へ返送してください。(一度登録された人も、再度申請書の提出をお願いします。)

(福祉課)

吉兆! 筆の里に鶴が舞う

世界の生息数1万羽程度、絶滅危惧種のナベヅルが、昨年11月中旬、町内に1羽飛来し、2週間あまり田園などで優雅な姿をみせていました。

ナベヅルは、全長約1メートル、羽を伸ばすと1.8メートルの大型の鳥で、ロシアや中国で繁殖し、10月から3月に日本に渡来する渡り鳥です。かつては全国に飛来していましたが、現在では保護対策が取られている鹿児島県出水地方に世界の約8割が飛来し、越冬しています。町内にもかつては飛来していた名残りを思わせる「鶴ヶ沢(城之堀)」の地名も残っています。が、実際に確認されるのは初めてであり、県内でも過去に一度しか記録がなく極めて珍しい事です。



わった熊野第一小学校栗原築波校長によると「ナベヅルは通常、数羽の家族群で行動することが多く、何らかの原因で群れからはぐれたのであろう。本格的な冬の到来を前に本来の越冬地に向かったのでは」と話されています。

※県内の記録は1991年1月9日安佐北区可部で幼鳥1羽が記録されたのみです(ひろしま野帳図鑑による)。(総務課)

「個人番号カード」の交付が始まります

1月から個人番号カードを申請された人に、順次ご案内(交付通知書)を送付します。案内が届きましたら、役場住民課で個人番号カードを交付します。

▼持参物：個人番号通知カード・本人確認書類(運転免許証など)・ご案内(交付通知書)・住民基本台帳カード(※お持ちの場合のみ。重複所有はできません。)

なお、カード発行時には4ケタの暗証番号(公的個人認証が必要な場合は6ケタ)が必要で、あらかじめご用意いただくと交付手続きがスムーズに進みますので、ご協力ください。○「通知カード」が届いていない、または受け取っていない人は、町で3カ月保管していますので、役場住民課へご連絡またはお越しください。

☎マイナンバー制度に関するお問い合わせ ☎0570-20-0178 午前9時半～午後5時半 (土日祝日・年末年始を除く) (住民課)

選挙くまの インフォメーション

今回から選挙に関する情報をシリーズで紹介します。第1回目は、選挙の種類についてです。

(1)選挙の種類

熊野町で実施される主な選挙は下表のとおりで、今年7月に参議院議員通常選挙が、11月に熊野町長選挙が予定されています。

いずれの選挙も公職選挙法により、任期が終わる日の前30日以内に行うと定められています(ただし衆議院および議院解散の場合は解散の日から40日以内、国会の開会中または国会閉会后23日以内にかかる場合は国会閉会后24日以後30日以内)。

参議院議員通常選挙は3年毎に半数が改選されます。また、比例代表では全国を一つの選挙区として政党の議席が決まります。

(平成27年12月末現在)

種類	定数	任期満了日	任期	告示日(公示日)	
衆議院議員総選挙	小選挙区(4区)	1	H30.12.13	4年	投票日の12日前
	比例(中国ブロック)	11			
参議院議員通常選挙	選挙区(広島県)	2	H28.7.25	6年	投票日の17日前
	比例(全国)	2	H31.7.28		
		48	H28.7.25		
広島県知事選挙	1	H29.11.28	4年	投票日の9日前	
広島県議会議員一般選挙 選挙区(安芸郡)	3	H31.4.29			
熊野町長選挙	1	H28.11.29			
熊野町議会議員一般選挙	16	H31.4.29		投票日の5日前	

※上記に加え、補欠選挙や国民投票、国民審査などがあります。※今後の法改正により変更となる場合があります。

熊野町では選挙に関する
出前講座も行っています。
ぜひご利用ください。
☎総務課(選挙管理委員会事務局) ☎820-5601 (5625)